

Title	ガリアにおけるコロヌス制度
Sub Title	Colonatus in Galla
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1963
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.56, No.12 (1963. 12) ,p.1155(1)- 1174(20)
JaLC DOI	10.14991/001.19631201-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19631201-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19631201-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

- 館 稔著『人口分析の方法』……………安川正彬 93
- 両角良彦・御園生等・古藤利久三  
正田 彬・千種義人著  
『産業体制の再編成』……………古田精司 93
- H・シャハト著『イギリス重商主義理論小史』……………野地洋行 94  
川鍋正敏訳
- 武藤光朗編集『日本福祉国家の条件』……………松浦保 96  
加藤 寛

ガリアにおけるコロヌス制度

(Colonatus in Gallia)

宇尾野久

ローマのコロヌス制度についてはすでに屢々論ぜられてきた。そしてローマ起原の封建制度の土台の一つが、ローマのコロヌスにあったことは明らかなように思われる。

しかし乍ら西ヨーロッパにおける封建制度の成立についてはむしろローマの境界の地であるガリアにおけるコロヌス制度のうちに古代と中世の史的連続性とその転換点を求める方がより正確であるように思える。

しかしガリアはローマ・ゲルマンの文化融合の土地であるだけでなく、西欧フランク帝国の発生の地であり、ゲルマン諸部族の国家形成の基盤でもあった。

しかし乍らガリアにおけるゲルマン部族の国家形成は、すでにローマ属州民によって形成されていた国家又は社会経済秩序のもとに融合されたものであり、アフリカのヴァンダーレンの国家形成の条件とは著しく相違すると思われる。

ヴァンダーレンのシュテンデ (Stände) について Ludwig Schmidt は、「一般自由人の等族においても諸関係の推移は、影響

なしにはすまなかつた。個々の家長は、彼等に割り当てられた地片の相続的所有者であり、租税から免除される。

しかし部族集会の権力の王権への移行の結果その公的生活の意味が低下した。おそらくここでも新しい勤務貴族 (Dienst-*agat*)<sup>(2)</sup>へ有力な等族の諸成員が上昇したように思われる。……自由人と奴婢の中間的な地位を人格的に自由な、しかし土地に緊縛されていたコロネンが占めていた。その法的な地位は一般に認められていた様におもわれる。Victor Vit.によると多くのローマの Possesses (地主)や聖職者がこれまでのその所有地やその以前の住居にとどまっていたが、大部分コロヌスの状態に入った。Hilferich の継承を認めようとした誓約を行った司教達は、コロヌス制度法で (colonus iure) 耕耘のため耕地を配分され、一方残りのものは、奴隷労働 (木材の伐採等) に従事せねばならなかった。<sup>(1)</sup>なお「之等の隷属民の等族はここでも始めは知られておらなかった。だがヴァンダーレンがスペインでローマの土地所有関係に入った時、ローマのコロヌス制度と同時にこのシュテンデの成員の法的地位を成立せしめた。」<sup>(2)</sup>

ヴァンダーレンが、スペインに移住し、ローマの経済組織に足を踏み込んだ時に始めてコロヌス制度が成立したとする<sup>(3)</sup>と、ガリアのサリ、リプアリア族はすでに tributarius<sup>(3)</sup>や litus<sup>(4)</sup>の形でコロヌス制度を知っていた。しかし乍ら Romanus tributarius は明らかにローマの colonus であろう。

同じく colonus, colonatus を ordo, Stände として扱うべきか、ウクラード (経済制度) として扱うべきかの問題が起る。Friedrich Lütge は「盛期中世の Bauer について、それが Berufsstand として記される場合、このつらぬる Berufsstand が同時に politische Stände としてあらわれることについて注意している。<sup>(5)</sup>従って Codex theodosius や codex iustinianus とみえる colonus やフランクの部族法典にみえる litus が、ウクラードから政治的等族へ絶えざる再生産を行う過程が国制と経済機構転換の相関性において捉えらるべきであろう。」

然しこの転換の過程は、勿論無媒介に行われる訳ではない。ローマでは possessores と colonus の clientela を媒介とし

て、更にはいわゆる「Soldatenkaiser」の dominatus によってすでに principat のもとに制圧された農民大衆を構成する小作小農民を土地に拘束した。<sup>(6)</sup>

しかしガリアでは、部族的社会構成の豪族制 (seniorat) への展開と共に自由と平等に象徴される古き良き伝統としての Gemeindefreiheit は、その現実の基盤を失ってゆき又新たに再編成される軍政、裁判並びに社会経済的共同体の Gemeindefreiheit への転移、更にそのような新しい共同体の内部で発生した官職化した豪族支配による Herrschaftsfreiheit の創出、そしてそれらの豪族の最大のものである Heerkönig の Gaukönig からの一元化を媒介とする国家形成の過程で新しい政治等族の形成が行われる。しかしガリアでは、ゲルマンの諸王に対する蜂起を行わなかったが、ゲルマンのガリアでの土地分割 (divisio) を円滑にし、社会経済的に後期ローマ帝国において獲得した地位を失わなかった der senatorische Adel が、大きな役割を演じている。<sup>(7)</sup>之等の諸要因が、それぞれローマ・ゲルマン、Gemeindefreiheit = Herrschaftsfreiheit の Dualismus を形成しているのがメロヴィング朝の世界であろう。Schmidt は Volksversammlung の権力の王権への移行について述べているが Conventus generalis の形で、王権のもとでもなお Gemeindefreiheit の拠点が確保されている。

Walter Schlesinger は「どうして自由の上に支配が成立するか？」と設問し、「この問題はゲルマン人における「国家」の成立と云った早期国制史の大きな謎を暗示している。」<sup>(8)</sup> Hausgemeinde から出発している。Gemeinde = Genossenschaft の再生産は確かに Hausherrschaft, Grundherrschaft, Gefolgherrschaft, Landesherrschaft, 対概念としてあらわれている。

ガリアにおけるコロナトゥスの政治、社会経済的転換の考察に当って、右の諸要因は大きな結節点となろう。ただその際 Gemeindefreiheit と Herrschaftsfreiheit との相互移行が行われるとしても、之等を一元化し得ない相対的限界性 II 封建的制約がフランク社会、特にカロリング朝に準備されることをあげておく必要がある。カールがおちこんだローマ的一元的支配にもかかわらず、Königtum の divisio にみられるゲルマン的支配の性格は、西欧を古代へひきもどすこと

なく、中世への道に向わせる原動力となるのであり、そのような土台としてつねにその内容を転移する Volksgemeinde があった。ドイツにおけるそのような Dualismus (K. Hampe) は、国制史上のみでなく例えは gewere のような概念にも貫徹しており、封建法を支え、封建法の枠を保證するものとして、又 precariae や Lehnwesen のピラミッドの社会経済的内容として存在している。

社会経済史学においては、例えそれが優れて実証的な性格を有する学問分野であるとしても、事実認識と論理認識を混同すべきではなからう。例え斯学の性格上之等が重なって起るとしても之等は厳密に区別すべきである。

例えは Gemeindefreiheit や Herrschaftsfreiheit の典拠とされている「ゲルマーニア」における自由平等についても、政治生活におけるある種の自由平等性を除いては、「ゲルマーニア」全体を通じてむしろこの社会の実質的不平等性を証明し、この政治生活における自由平等も近代的民主政治におけるそれとは根本的に異り、民族的な上下の差を伴うものであり、民族的農耕小国家の基本的特質の一端にすぎない。つまり「ゲルマーニア」の中には不平等を示す凡百の章句はあっても平等性を示す章句はその政治生活に関するものを除いては見出すことができない。然し実はこの政治生活についての僅かな章句ほど、ゲルマン社会の平等性原理を鮮かに示すものは外にないのである。

戦争、政治に対するあらゆる自由人の権利と義務こそ、兵農未分離の社会にあつて、人々の自由と平等を原則として維持するものに外ならないのである。<sup>(9)</sup> 増田四郎教授の研究成果に依拠し乍らその極限において之を批判された堀米庸三教授の見解は国王自由人説が、すでに反省期に入っている現在でも尚大きな意味をもっている。然し乍ら社会経済史学の立場を貫徹されるとすると正に、ゲルマンのそのような自由と平等は、一方では Heerkönigtum を成立せしめ、他方では軍政、裁判又は社会経済上の Volksgemeinde の自由と平等を可能ならしめたこの歴史的時点におけるゲルマンの軍制と政治にあつたのであり、この自由と平等をすべての共同体理論の基礎に結びつけられる必要はなかつたのではあるまいか？ 堀米教授の

述べられる如く、まさにこの意味での自由と平等が社会的に又経済的に多少の実質的差違をもって現われることは、すべての共同体理論の根本的に認容するところなのである。つまり史的共同体理論として之は実に正確な表現であり、不平等の史の実態の中にこそ平等の原理が貫かれ、不自由の制約を通して自由が生まれるのである。然し史的運動の中で Gemeindefreiheit にしろ Herrschaftsfreiheit にしろ、自由と平等が史的にも論理的にも出発点として措定されねばならない必然性は何もない。 Gaunkönigtum のもとでは Gaugemeinde の不自由と不平等と同時に自由と平等が Vikersammlung のゲワルトを通して実現され、 Heerkönigtum においても軍事や政治上の Conventus generalis を通じて、又 Concilium を通じて社会経済上の不平等と不自由が位置づけられるのである。

平和共存と云った政治スローガンではなく、学説のイデオロギー的拠点の中で共通の和解点を見出すことは、今日の段階では全く不可能なことであり、空しい努力にしかすぎない。

その意味で領主制理論の発展として展開された国王自由人説も封建社会研究の全体系中でのそれ自体の位置しか占め得ず、サヴィエート史学の立場からは全くそのイデオロギー的根拠ははっきりしているのである。<sup>(10)</sup> 従つて現代吾々が資本主義社会の考察に当って徹底して資本の側から考察すると同じやり方で王権の側からフランク社会を一元化したり、古代ゲルマーニンの平等を市場理論における不平等な企業への等額の投資又は等価交換を通しての剰余価値の発生と云ったやり方で理解することは全くの時代錯誤におち入ることになる。

その場合王権にしろ自由にしろ当該社会の現実的基盤から独立に存在するのではない。そして国制史も亦独立の政治理念から出発するのみではなく、むしろ軍政がそれに向つて定着してゆく、社会や経済への作用とそれらによって支えられた諸権力や社会秩序の実態が問題とならう。吾々の研究分野では、自由や平等の理念が無条件に史的論理の出発点にすえられることが多すぎはしなかつただろうか？

Gemeindefreiheit 又は Königsfreiheit の何れの側に立つてしる一つの政治理念又はイデオロギーがすべてに独立先行して  
いるのである。十九世紀の歴史家がロマンティカーであるとすると正に廿世紀後半の歴史家は何よりもまずイデオログな  
のである。

## 二

テオドシウス法典<sup>(11)</sup>にはコロヌスについての規定が多数みいだされる。コロヌス制度はローマでは本来経済制度Ⅱ小作制度  
として存在し、その法的な名称は Conductor であつた<sup>(12)</sup>とフュステル・ド・クラーランジュは述べている。

しかしテオドール・モムゼンは、「このコロヌスの小作契約の専門の記述は、emphyteusis あり、ごく稀に locare と呼ば  
れるとしても、その小作請負人 (Pachnehmer) は決して conductor と呼ばれない。小作料は solaticum と記されているが、  
普通は、一般の言葉で pensio と呼ばれている、それはつねに貨幣で支払われ、現物給付も法律上可能であつた。しかし少  
くとも (教皇) グレゴリウスの時には起らなかつた。」と述べている。

然しここで当面吾々にとって必要なのは、軍制、王権、政治の推転を媒介として行われる等族の生成が可能であるよう  
に、経済制度としてのコロヌス制度が如何にして政治的等族に推転するかにある。

ユステニアヌス法典は、コロヌスの法的位地の確定と共に De colonis palestinis, De colonis thracensibus, De colonis  
illyricianis. の如く各ローマの属州の事情をふまえて、その権利義務の内容を規定している。divide et impera. とつたロ  
ーマの支配の原則がここでもつらぬかれていたのであろう。ローマ本土では確かにコロヌスが自由民から半自由民に轉移し  
又半自由民から半自由民に轉移すると云つたように clientela を媒介とし、経済的に又債務により、個別的に Colonatus の  
関係に入り込む者があつた。しかしローマの属州では前述の Coloni illyricianis のように colonus inquilinosque が存在し、

「之等土着農夫のコロヌスは本来の出生の土地に留るべき故に、他の國に住むためにそこを立ち去る許可を持ち得ぬと余は  
認む<sup>(14)</sup>。」(Colonus inquilinosque per illyricum nichasque regiones abundi rure, in quo eos originis agnationisque merito certum est  
immorari, licentiam habere non posse censurus.) と云つた事態がみうけられる。つまり之等の Colonus は、クリスト時代以来の  
ローマの属州民政策により、直接国家権力によって故郷にとどまることを命ぜられている。発令者は Valentinianus である  
が、Constantinus の inquilini や coloni についての<sup>(15)</sup>人頭税徵集目的から更に広汎な社会階層の創出を目的としている。この  
ように colonatus が、一種の Liturgie としての Zwangspacht の内容をもつ、一個の Ordo としての社会経済的地位を取得す  
るのは dominatus 又は Caesaropapismus の媒介によってである。従つてローマ帝国の支配から脱したコロヌスは論理上右  
のような国家強制からのがれ、単に自己の直接の地主たる領主又は國王に対する対人的な義務しか負わず、社会的な位地と  
しての Colonatus が残存しても、国家強権の目標にはなり得なかつた筈である。

従つて「奴隸制度、奴隸解放、コロヌス制度は、何等本質的变化を蒙ることなく、ローマ時代からメロヴィング時代へ伝  
えられた<sup>(16)</sup>。」とローマⅡフランク社会の直接的連続性を主張するフュステル・ド・クラーランジュの見解は必ずしも適當ではな  
かるう。

然し乍らクラーランジュにあつては、「小作人が、土地に緊縛された農民即ちコロヌスとなつたのは、三十年間同一地主の  
土地を耕作した者は、永久にその土地の耕作民と云う規則が確立されるようになったからである。この規則は、一方では三  
十年を経た後は小作人から小作地を取り上げることが出来ないことを意味し、他方では、小作人が小作地を放棄すること  
が出来ないことを意味した。ただ之等の規則は、すべて自然に成立したものであり、これは国家の権力によって作り出され  
たものではない。国家権力は、ただ単に、すでに成立した規則を後から確認し保証したにとどまる。地主が創案して無理に  
おしつけたものでもない、土地耕作の便宜上自ら生まれたものである。土地の耕作を維持するための最も合理的な方法、確

実な方法として提供されたのがコロヌス制度であつた。」と云うように社会経済制度としてのコロナトゥスの成立について考察しているが、コロナトゥスの国制史上の意味転換については、全く之を考慮していない。かくて「ゲルマン人侵入の大運動もコロヌス制度に対しては何等の影響を及ぼさなかつた。コロヌス制度は皇帝の権力によって作り出されたものではないから、帝政と共に消滅すべき理由を見出さなかつた。コロヌスもゲルマン人の侵入を利用して自己の解放をはかるようなことはしなかつた。ゲルマン精神もキリスト教精神も、コロヌス制度を否認しなかつた。宗教会議がコロヌス制度の廃止を要求した例はなかつた。六一九年のトレド宗教会議の決議は、コロヌスは永久にその小作地に留るべきものであると云っている。

ゲルマン法もコロヌス制度を認めている。ブルグンド法典では奴隸とコロヌスは、はっきりと区別されている。アラマン法典には「コロヌスと呼ばれる教会所屬の自由民を殺した者は……」と云うようにコロヌスと奴隸を区別している。バイエルン法典は、コロヌスを奴隸とはっきりと区別していないが、それでも両者を混同していない(第一章一三)。サリカ法典にもリブアリア法典にもコロヌスについての規定はない。しかしメロヴィング時代の文書にはコロヌスと云う名称の出ているものが非常に多い。当時の言葉では、コロヌスを *Coloni* 又は *acolae* と呼んでいる。当時の遺言状や贈与状には、殆んどどれも、某荘を「コロヌスと一緒に」或は「コロヌスから上る収入と一緒に」(*Cum merito acolarum*) 贈与する。又は遺贈すると云う文言が記されている。<sup>(18)</sup>と云うふうに考える。

従つてガリアのコロヌス制度が、ウクラード又は社会経済制度上のコロナトゥスとして残つたこと又はゲルマン在来の *tributarius* や *litus* と並んで王領地(又は無主地)、聖俗兩界の領地、開墾地の *homo regius*(国王所屬被解放者)、*iscalinus*(国庫從屬民)、*homo ecclesiasticus*(教会所屬被解放者)と云つたメロヴィング朝の半自由民、又は *bergildi*, *arimanni*(*liberi homines*)と云つたカロリング朝の半自由民があらわれ、之等の半自由民は *litus* と同じ社会経済上の扱いを受け、政治上の

*Königsfreiheit*, *Herrschaftsfreiheit* の享有者として同一の等族とみなされる。然し乍ら部族法の *Stände* としての *litus* と *capitularia* の *liberi homines* の間には、例え *litus* と云つた同一の呼称をもつて呼ばれる半自由民の場合でも、社会経済上の機能が等しいとしてもなお国制上の意味が全く異つたものとしてあらわれてくる。このことはローマ帝国のコロヌスとメロヴィング朝のコロヌスの国制史上の連続的非連続性の問題と軌を一にしている。つまり *capitularia* の *litus* が *lendesario* の対象となる限り、部族法の *litus* と異つた性格をおびてくるのである。メロヴィング時代の国家とカロリング時代の国家の相違は、たしかにこのような国制史のすみずみまでその姿を投影してゆく。

メロヴィング朝の国家が、部族法典に象徴された *Volksgemeinde* のヴァリアンヌの上にきずかれた部族の連合体であり、*Majordomus* も亦そのような *Volksgemeinde* の土台の上に維持されていた。

しかしカロリング朝の国家は、そのような *Volksgemeinde* の破壊につづく編成がえと *Seniorat* の官職又は *Dienstadel* 化を通じての国家への統一、*Heereskönigtum* を中核とした新しい国家形成(*Versäufung*)の軌道の上にあられてくる。だがこの国家化の進展は必然的にカロリング朝にとって危険な封建化の傾向を準備した。かくてカール大王は、*Stände* についても之を単純化しようと考えている。<sup>(19)</sup>

*Stände* に従来の対人関係と並んで新たな国家関係が発生する限り、当然のことであろう。

Tenney Frank は、*La Gaule Romaine* の *coloni* については殆んどその資料を収録していない。<sup>(20)</sup>しかし乍らローマ人とゲルマン人のガリアの荘の *divisio* に當つてガリアのコロヌスがその前提条件として大きな意味をもつたことは上述のことからも明らかであろう。

ローマ帝国末期の農地経営法からみて、大土地所有者中専ら奴隸労働による自営地は、隸農小作地に比しその面積が遙かに少なかつたとするとこの *terra dominica* までも侵入ゲルマン人に与えることはきわめて稀であつたと考えてよからう。

従ってブルグンド法典にみえる *mancipia* は奴隷ではなくコロヌスを意味することになる<sup>(21)</sup>。

このようなガリアのコロヌスもカロリング朝期に入ると急にその記述がふえてくる。尤も Robert Latouche はメロヴィン朝のコロヌスにつき Maine の Coulongé で Chenon の Collonge (Colonica) とその妻や子供と暮らしている Gaudard (Waldardum) と呼ばれる六世紀末の奴隷の例をあげ、このメーヌの Colonges (Colonica) と呼ばれる保有地を耕やしている人々は、全くの自主地所有者ではなく、その多くはまだ奴隷の状態にあったが、事実上彼等の経営する土地に住み、実際はその土地を所有しないが、その土地を自分のものと考え、それを子供達に伝えていく<sup>(22)</sup>と云うふうに説明している。メロヴィン朝の社会経済制度としてのコロヌス制度もこのようなものから前述の *lex alamanorum*, XXII, „De Iberis autem ecclesiasticis, quos colonos vocant omnes sicut et coloni regis ita reddant ad ecclesiam.「またコロヌスと呼ぶ聖堂の自由人につき、すべて国王のコロヌスと同様に(賃子を)聖堂に納むべし。」とみえるものに至るまで多様な形を占めていた。

この *lex alamanorum* の *Iberi ecclesiasticis, coloni regis* が、古く *Gemeindfreiheit* に基く *Halbfreien* 又は *Minderfreien* を指すのか、又は新たな *Königsfreiheit*, *Herrschaftsfreiheit* に基く *Iberi homines* を指すかは部族の事情によって異なる。つまり *Gaukönig* や *Gauadel* の真の国王又は領主へ転化するテンポに応じて<sup>(24)</sup>、又ローマ文化との接触の程度に応じて、コロヌスの政治、社会経済的な地位が確定される。しかし乍ら *Königsfreiheit*, *Herrschaftsfreiheit* の中で *Gemeindfreiheit* が止揚されることもまたフランク社会の部族法典と *Capitularia*, *edictum* の並存から云って可能である。そして対人関係としての十一世紀前半の *homo ligius* (*litius*) が、*Iten* (*Minderfreien*) から出発したとすると *Colonus* は全く別な *Gewalt* (*manu*) から出発することになる<sup>(25)</sup>。つまり对人的な軍政上の支配ではなく、社会経済的諸関係の発展線上にある領主的支配から出発することになる。 *Gemeindfreien* が、王領地又は聖堂領地で、プレカリアを媒介として、経済的に不自由な、しかし他の領主の *Gewalt* からは自由なコロヌスの形へ、転化してゆく事態がそのような事情のもとで発生する。この

ような事態は、共同体的附屬地が封建的領有者のものに帰したため自由な自主地の所有者の一部が、森林、放牧の利用権を保持するとの条件で自主地をプレカリウムによる保有地に転化すると云った個別的なケースから、自由農民の全村落 (*Vici*) を大領地 (*Villae*) に編入すると云った包括的なケースまで色々あるが、土地や家を奪われるか、徴税吏の眼をのがれて大地所有者のもとに逃れるか又は富者のコロヌスとなる人々がサルヴィアヌスの時代からすでにガリアでは存在していた。

このようにコロヌスの一般的な社会経済機能が農奴的農民にあり、その政治社会的素性の如何をとわずそのような機能が要求されるとすると、封建化の進展につれて一般的なウクラードに転化することになる。そしてそのような封建化の傾向は王権又は支配の排他性から起る保護又は自由と必ずしも矛盾しない。

例として *Edictum de expeditione Corsicana* (An. 825, Febr. 20.) (Migne, *patrologiae latinae*, tomus, XCVII, p. 463) とみえる 4, *Ceteris vero liberis hominibus quos vocant bharigildi, volumus ut singuli comites hunc modum teneant.* 「ノーギルディと呼ぶ若干の自由民につき、伯は一人一人この状態を心に留めおくよう余は欲する。」及び同じく An. 825, April 20 *Traditionen von Freising*, 1. S. 449f., N. 523. の „Isti sunt Iberi homines qui dicuntur barscalci qui et cum Uagone (der Kaplan) coram multis complacitaverunt, ut ecclesiasticam acceperunt terram; de ipsa terra condixerunt facere servitium. Isti sunt: Saxo, Oadalnunt, Toto, Sigadeo, Deotmar arant dies III tribus temporibus in anno et secant tres dies, illud collegunt et ducunt in horrea. Uuelinan, Cozpald, Uualdker arant sicut supra et secant et ducunt in horrea et reddant modios XV, ex his tres de ordea, una friskinga valente saicas II. Selprat et Alprat similiter arant et secant et ducunt ad locum. Hroadfrid arat pleniter sicut alii servi et donet modios X de avena et una friskinga valente saicas II.“ 「之等は、ノーギルディと呼ばれる自由民である。そしてこの者達が聖堂の土地をひきうけるように、此者達はウアゴ(司祭)と衆人の面前で合議せり、然して同土地につき奉仕するよう合意せり。その次第は次の如し、ザクソー、オ

アダルムント、トオトオ、ジガデオ、デイオトマルは一年に三度三日耕し又三日刈り入れをし、それを集め、穀倉へ運ぶ。ウエリマン、コチパルト、ワルトケルは、上述のように耕し、刈り入れ、穀倉へ運び又三つの納屋から十五モディウスと二サイカ (saica =  $\frac{1}{2}$  solidus) の値の仔豚一頭を納める。セルプラトとアルプラトは同じく耕し、刈り入れ、目的の場所へ運ぶ。フロートフリトは外のセルウス(奴婢)と同じだけ耕し、燕麦の十モディウスと二サイカの値の仔豚一頭を納める<sup>(27)</sup>。之等の *barsaldi* が開墾自由民又は国王自由民であるとしても今や司祭を通してフライジング聖堂の封建的経済関係に入り込むことになるのであり、*liberi homines* と云った軍政、社会上の地位よりはむしろ、その社会経済関係に重心が推移することになる。

次に掲げる資料もバイエルンのものであるが「コロヌス達の土地への緊縛に関する裁判文書の書式」(anno 817-340.) (M. GLL. (Formulae). S. 463. N. 1.) に「……某聖堂のコロヌスたるべし、そしてそのコロヌス身分の劣悪な状態に彼自身をどめたかもしくは即座にその無効を提訴せり。このことに申開きすることを欲するか又は何を云おうと欲するか同人から問われたり。されど某が自身で出席し、かくて誰も何のために彼自身でそのコロヌス身分を脱出しようかの理由を述べたり、その理由を提出したりすることができず、かつヴィカリウス(下級裁判官)もしくはコロヌスのための爾余の人々の面前で某聖堂に彼自身で再委託し、もしくは再確認せり。かくて同人達から、同某は、同某での件で、……コロヌスを某聖堂に……ように裁かれたり。」(「……Coloni sancti illius esse deberent et malo ordine de ipso colonatico sibi abstrahabant vel negligentibus exinde aderant. Interrogatum fuit ab ipsis hominibus, quid contra haec respondere vellebant aut dicere. Sed ipse ille et ille in presente adstant, sic nullatenus poterunt dicere nec tradere rationem, pro quid de ipso colonatico sibi abstrahere potuissent, et in presente ante ipso vicario vel reliquis viris pro colonos sancti illius sibi recederint vel recognoverunt. Sic ab ipsis viris fuit iudicatum, ut ipse ille in causa illo ipso……colonos sancti illius……」)<sup>(28)</sup>」と述べられている。

之等の資料は、主としてバイエルンのものであるが、ゲルマニア、ガリア(ローマ文化圏)の区別をした本来の意図からすれば吾々にとって多くの意味をもつ。

書式集にみるカロリング朝のコロナトゥスは一般に *allodia* 保有者からみて必ずしも望ましい状態ではなく、例え耕地における *allodia* を所持していたとしても森林又は牧草地、用水権等の農業経営の基本的条件の領土地への編入によって、コロヌス化する可能性(危険性)も存在したであろう。

右のフライジングのバースカルキの負担はしかし乍らバイエルン部族法典第一章十三の聖堂のコロヌスの負担にくらべるとかなり軽く、その経済負担はコロヌスの能力により又同一の地方でも領主毎にと云っていい程異なる。

このようなフランク国家の国制をつらぬいて進展する封建化の過程をとおしてみるときサン・ジェルマン聖堂の多数のコロヌスほどのようなものとしてあらわれるのであろうか。

M. B. Guérard は *Polypthyehum Irminonis abbatis* の *glossarium* で、コロヌスにつき次のように註解している。

「永久の法で、他人の土地を耕やすコロヌスは、その農産物を自分の利益に変える、そして種々な奴婢用務と共に賃子もしくは貢納を納め、年々主人のもとに出仕する。而してこの者は正に土地に附着しているように、土地の附属物であり、緊縛されている。そしてその土地は人間と一緒にでなければ、誰も譲渡し得ず又人間は土地と一緒にでなければ譲渡し得ない。」  
 « Colonus, qui perpetuo jure colit alienum praedium, cujus fruges in usus proprios convertit, sub censu sive tributo, cum officiis servilibus variis, domino annuatim praestando; quique glebae adeo attributus et obstructus est, ut ei quasi adhaereat, fundusque non nisi cum homine, neque homo nisi cum fundo alienari possit. »

この *Guérard* は、コロヌスの一般的性格について大要次のように述べている。

「コロヌスの境涯は、半ば自由で、半ば不自由な混合状態である。従ってコロヌスは、自由民と共通の面、次いで奴隷と



共通の面をもっていることをまず指摘する。自由民と同じ面は次のとおりである。

- 一、法がコロヌスに自由民 (*ingenuus*) の資格を与えている。そしてセルヴスと対置している。
- 二、コロヌスは眞実の結婚を行っている。
- 三、コロヌスは公租を支払う。
- 四、コロヌスはその財産を他人に譲渡できぬとは云え、所有者の資格で所有できる。
- 三〇年の時効によってコロヌスとなった自由民は、その財産をその相続人に伝えた。そしてそのコロヌスの子供は自由なコロヌス (*Coloni Liberi*) の階級を構成する。しかしコロヌスを奴隷と区別するために、一般にコロヌスを *Coloni Liberi* と呼びました。

コロヌス身分は多くの点で奴隷身分と似ていた。

- 一、コロヌスは、土地の奴隷と呼ばれた、そして自由民に対置された。
- 二、コロヌスは、コロヌスの小作地の所有者ではない。
- 三、コロヌスはパトロン (*patronus*) 又は主人 (*dominus*) をもつと推定される。
- 四、コロヌスがかつとも所有したものは、いわゆる彼の財産 (*pecule, pecunia*) であった。そしてその主人やパトロンの同意なしには、譲渡され得なかつた。
- 五、コロヌスは彼が占めていた土地と共に売却された。
- 六、法は、コロヌスを都市の負担を負い、戦争の奉仕をする名誉を達成する能力なしと宣言した。コロヌスが聖職に加わるにはその主人の同意を必要とした。そしてユステニアヌスがコロヌスをこの形式から解放した時、聖堂の身分を得たのち、法によって規定されたように、彼が附着せしめられた土地を耕やしつづけた。

七、コロヌスはセルヴスと共に、土地の目録中に含まれていた。

八、コロヌスは、次の三つの場合しかその主人に対して訴を起すことができなかった。コロヌスの始原や条件や土地の所有権が問題になるとき、コロヌスが附加税を附加された時、最後に訴訟が刑事上のものであった時である。

九、逃亡コロヌスは、逃亡セルヴスと同様に、自分自身の盗人とみなされた。パトロノスは逃亡しようとしたコロヌスを鉄鎖につなぎ、セルヴスの状態にもどす権利をもっていた。肉体の罰については、ある場合には、セルヴスと同じにコロヌスに課された、しかしコロヌスの方がずっと軽かつた。<sup>(29)</sup>

コロヌスの一般的性格につづいて、フランク支配下のコロヌス制度について、Gerard は次のように述べている。

「ローマの多くの制度と同じように、コロヌス制度は、蛮族の支配のもとで変化した。コロヌスは、セルヴスの状態に近づいたために自由から遠ざかり、日ましに退化して行った。反対にキリスト教の仁愛によって緩和されたセルヴスの状態は、次第にやわらぎ、コロヌスと混同する傾向があつた。とくにローマのコロヌス制度を中世のコロヌス制度から区別するものは、ローマ皇帝のもとでは、コロヌスが主人に対して小作料の点でしか隷属していなかつたのに、フランク人や他のゲルマン人の王のもとでは、非自由民の列におちたコロヌスは、外に、あとで夫役 (*Corvée*) の名で知られていた肉体的奉仕に服した。

一般的に云つて、コロヌスなる言葉は、それでもやはり、その起原或はその他からして、*colonus, colonium, colonaticum* に属する人々を指示しつづけた。そしてそれは単に土地の耕作に緊縛された人だけではなかつた。眞の耕作者でなかつたと思われるコロヌスさえみられた。

一〇世紀の文書では、コロヌスは *faber* (鍛冶) と同格で、外に靴工 (*sutor*)、牛飼 ( *bulens* ) と同格であつた。土地台帳 (*Goltyptique*) では、*major* (支配人)、*decanus* (監督)、*cellarius* (倉番)、製粉人、農作物番人、*forestarius* (森林番)

ガリアにおけるコロヌス制度

の諸職能が、コロヌスによって行われた。(然しローマ時代のスペインでもコロヌスが土地耕作だけでなく、鉱山の採掘に従事し、その仲間同士の間で採掘の持分を売買している。尤もここでのコロヌスは、鉱区の借地人を指すのであろう。)<sup>(30)</sup>  
 lidi や servi と同じように、colonus の名称は強制された又永久的な身分の概念を帯び、かってにそれを取捨できるものではなかった。

この状態は、文書では colonaria conditio と呼ばれた。そして宗教会議は、コロヌスを解放したり、又ペトロヌスが教会の保護下に生活することをはっきりと禁止している。」

polyptyque などの breve (資財帳) にもコロヌスの見あたらない breve はないと云ってよいほど多数のコロヌスを収録している。

コロヌスはたいていコロヌスの妻をもっているが、colonus が lida の妻をもち (p.133; 6.)、servus が colona の妻をもち (p. 57; 37.)、また liberi homines が colona の妻をもち (p. 96; 147, p. 152; 7, p. 189; 88, p. 205; 36.) 例もみられる。そしてそのような事態をおしてサン・ジェルマン聖堂のファミリー (familia) の再生産と Stände の混合が行われたのである。そして Stände の Nivellierung (平等化)<sup>(31)</sup> が行われたとすると父母の何れかが、セルヴスであればその子供はセルヴスであり、父又は母がコロヌスであればその子は当然コロヌスであると云った聖俗領主のファミリーの封建的強化の進展が、前掲の liberi homines<sup>(32)</sup> の国家的補強の方向と共にカロリング朝の基本的傾向としてあらわれ、polyptyque はコロヌス(つまり封建化)の圧倒的勝利を示すことになろう。

コロヌスの経済条件は必ずしも劣悪ではなく、サン・ジェルマン聖堂の homines として、かなりのニュマンヌを示している。たとえば、Breve de Buxido のコロヌスは libera であるその妻と mansus ingenules I. terra arabili, pratum 等を保有し、hostem, lignaria, capite 等の支払をしてはる (polyptyque, p. 131; 1.)。

このようなコロヌスは確かに封建農民の原型たりうるものである。そしてそのマンヌの保有量が dimidium mansum (p. 133; 8.) の場合もみうけられる。

servus や colonus 及び lidus (litus) 等の結婚によるコロヌスの再生産は、すべて polyptyque の中にも明示されているが、その外に allodia の所有者からコロヌスの状態へ転化したものもある。coloni ingenuli (p. 117; 1.) の記述と共に、mansus serviles と並んで存在する mansus ingenules は、その保持者であるコロヌスの前身を暗示しているように思える。ただ前述の liber (homo) と servus 又は colonus の線は越えがたいものであろうか。

サン・ジェルマンのファミリーの liber を Guépard は liberi homines (index generalis) と述べているが、之等の homo liber は、サン・ジェルマン聖堂の homines (家人) であり、毎週一日の夫役を行う (p. 189; 88.) 例をえみられ、その意味では、その妻である Colona と殆んど同格のものともみられる。

このように patronus である聖堂と Colonus の社会経済関係は、必ずしも不変ではなくカロリング朝の国家形成と封建化のダイナミックスを反映して深化する。

そして polyptyque の colonus, colona が lidus や lida 又は servus や ancilla、そして liber や libera よりも圧倒的に多くの比重を占めていることが重要なのである。ここではじめて量が質を決定することになろう。

最後に liberi homines と聖堂の homines の競合の問題が残る。

この点では bargildi と呼ばれる liberi homines の文言が示すように、liberi homines は一般的総称であり、聖堂の homines たる liber homo はすでに過去の対国家関係を示す一般的呼称にすぎず、たとえ hostem 等の支払が残るとしても現実には聖堂の homines (colonus) の関係とその甚微がうかがえる。むしろは liberi homines のような Medialisierung が起る。つまり国王の homines から聖堂の homines への重心の転換が行われる。そしてこれは servus, praebendarius 等による curtis 経営と

並んでの新しい荘園関係形成の前提とならう。つまりあらたな familia 形成の基盤となるコロヌスの保有する mansus が curtis をバック・アップすることになるからである。

そしてそのような荘園態勢の完了と共に前述のようにすでに貢納と並んで、夫役奉仕と云った形が liber homo ともあらわれてくる。従って liberi homines の本来の意義である国王の権威による他の支配からの保護が次第にうすれてゆくこととなる。かくて前掲の libera を妻とする hostem のために毎年三ノリドゥスを納めるコロヌスは liberi homines からの転化の可能性を示唆する。

この意味で聖堂のファミリーアの経営共同体や共同保有にもかわらず、サン・ジヤンマンの polyptyque など、少くともその妥当範囲内ではかなり進んだ封建化の進展を示している。

「そしてそれは相互に対立をなす合同 Königsfreiheit 及び Herrschaftsfreiheit と新しい Gemeinde (pagenses, centeni, vicini, burgenses, viti, gildonia) の競合又は統合の過程でもある。之等の Gemeinde の自治が一挙に失われなかったことは “Conventus autem secundum consuetudinem antiquam fiat in omne centena coram comite aut suo misso et coram centenario.” (裁判集会は、古い慣習に従い、各ケンテナナこと、伯又はその代理人及びケンテナリウスの面前で行われた。) (Lex alamannorum) とみえる。この comes が princeps とかわつたことと pagenses (selbständige Gaugenssen) の conventus がひびかれ、今やケンテナ毎に裁判区が細分されて行ったことと Conventus generalis のよりどころの内容の転移ともかわらぬ Volksversammlung の形と Gemeindefreiheit が再生産されたことと Herrschaftsfreiheit と Gemeindefreiheit が完全にかつた場合でも市民社会の支配と異なり、封建支配のもとでは一元化してゆかれ得ないのである。」

(一) Ludwig Schmidt, Geschichte der Wandalen, SS. 154~156.

(二) L. Schmidt, ebenda, S. 34.

- (三) lex salica, 41, 7. lex ribuarria, 62, 1.
- (四) lex salica, 13, 7: 26, 1; 35, 4, 5; 42, 4; 50, 1.
- (五) F. Lütge, Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, S. 16.
- (六) Ernst Stein, Geschichte des Spätromischen Reiches, SS. 1~2. Heinrich Dannenhauer, Die Entstehung Europas, Band II, S. 1 ff.
- (七) Heinrich Dannenhauer, ebenda, S. 45. Karl Friedrich Stroheker, Der senatorische Adel im spätantiken Gallien
- (八) Walter Schlesinger, Herrschaft und Gefolgschaft in der germanisch-deutschen Verfassungsgeschichte, S. 231.
- (九) 堀米庸三教授「ロマン主義制と封建問題」二二一~二二二頁。
- (一〇) 福富正実助教授「王権自由民説と封建現代」中世史学の動向。
- (一一) The theodosian code, by Clyde Pharr. 1952.
- (一二) Fustel de Coulanges, Histoire des institutions politiques de l'ancienne France IV.
- (一三) Theodor Mommsen, Juristischen Schriften, III, S. 180.
- (一四) Codex iustinianus, XI, 53, 1.
- (一五) The theodosian code, 5, 18, 1.
- (一六) Fustel de Couranges, ibid.
- (一七) Fustel de Couranges, ibid.
- (一八) Fustel de Couranges, ibid.
- (一九) テーロマン主義の accolae を荘園の新来者 advena (外来者) と云う意味と Coloni と云う意味の両方に解釈し、後者のケースの方が多いと云うこと。
- (二〇) „Non est amplius liber et servus“. MGH, Cap. I, S. 145, Nr. 58. Theodor Mayer, Die Königstreuen und der Staat des frühen Mittelalters, S. 39.
- (二一) Tenney Frank, An economic survey of ancient Rome, Vol. III.
- (二二) M. Kowalewsky, Die ökonomische Entwicklung Europas, Band I. 植村清之助博士「西洋中世史の研究」。
- (二三) „Colonea cognominante Canonno... et mancipiola dua: Walardus cum uxore sua vel infantibus eorum qui ibidem commanere videntur.“ Actus, p. 313.
- (二四) Robert Latouche, Les origines de l'économie occidentale, pp. 84~85.

- (24) Theodor Mayer, Grundfragen der alemannischen Geschichte, S. 32.  
 (25) Heinrich Mitteis, Der Staat des Hochmittelalters, S. 173 ff.  
 (26) R. Latouche, *ibid.*, p. 31.  
 (27) Hermann Wopfler, Urkunden zur deutschen Agrargeschichte, S. 49.  
 (28) Hermann Wopfler, *ibid.*, S. 52.  
 (29) M. B. Guérard, Polypthyque de l'abbé Irminon, tome I, pp. 227~229.  
 (30) Tenney Frank, An economic survey of ancient Rome, Volume III, p. 171 ff.  
 (31) Theodor Mayer, Die Königsteien und der Staat des frühen Mittelalters, S. 39.  
 (32) Fustel de Couranges, *ibid.*  
 (33) Theodor Mayer, *ebenda.*

## 経済統合（とくにEEC）の 通貨・金融的側面と内外均衡

深 海 博 明

- (一) 序  
 経済統合における通貨・金融問題の位置づけ  
 問題の意義と範囲  
 (II)(I) EECにおける規定と歴史的背景  
 (二) 理論的基礎——経済統合における内外均衡の問題——  
 経済統合における内外均衡  
 両均衡達成の手段  
 通貨同盟・共通通貨制度——経済統合の特殊的手段——  
 総括  
 (III)(II)(I) EECにおける現実的検討  
 (IV)(III)(II)(I) EECにおける通貨・金融問題の進展  
 EECにおける内外均衡の問題  
 今後の展望

経済統合（とくにEEC）の通貨・金融的側面と内外均衡